

## 8. 滋賀県子ども育成大綱 ～子どもの育ち・育てる環境づくりのために～

### I 策定の趣旨

近年、家庭での養育力や教育力の低下、地域社会における人間関係や社会意識の希薄化が見受けられ、子どもが安全に安心して育つ場が失われつつあります。今こそ、子どもが将来自立した社会の担い手として育つために、私たちは何をなすべきか、子どもにとって何が幸せかを社会全体で考えていかなければなりません。

すべての子どもが健やかに成長していくことは県民すべての願いであり、子どもが大きく夢をはぐくみ社会の希望として心身ともに健全に育てられる環境づくりに私たち大人が取り組めるよう、滋賀県子ども条例に基づき「滋賀県子ども育成大綱」を定め、保護者（家庭）、県民（地域社会）および育ち学ぶ施設（学校、児童福祉施設）の行動の基本となる指針、ならびに県の施策の総合的な推進を図るための指針とします。

II 基本的な考え方 すべての子どもが人権を尊重され夢をもって健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり（＝育ち・育てる環境づくり）を進めていくため、保護者、県民、育ち学ぶ施設、および県がそれぞれの立場で責任と役割を果たすとともに、一体となって、総合的な取組を展開します。

#### 1 （１）保護者：

家庭が子どもの育つ基盤であり、自らが子育てについて第一義的な責任を有するという認識の下に、深い愛情の中で子どもを健やかに育てます。

#### （２）県民：

子どもが県民とかかわりを持ちながらはぐくまれるという認識の下に、子どもの成長および子育てに関心を持ち、地域社会において育ち・育てる環境づくりに相互に協力して取り組みます。

#### （３）育ち学ぶ施設：

保護者および地域社会と連携を図りながら、子どもが安心して育ち、学ぶ環境づくりに取り組みます。

#### 2 県：育ち・育てる環境づくりに関する施策を総合的に推進します。

### III 各主体の取組指針

#### 1－（１）保護者の行動指針 ～家庭では～

子どもは、家庭のなかで、基本的な生活習慣などを身につけます。保護者の生活や行動様式、考え方は、一つひとつが子どもに大きな影響を及ぼします。保護者には、家族の絆を大切にし、いつも子どもが見ているという意識を持ちながら、子どもをしっかりと見守ることが求められます。

##### （１）家族の絆を大切にしましょう。

人を思いやる心、豊かな人間関係をつくる力を子どもが身につけていくために、家族が互いに信頼し合い、尊敬し合い、思いやりに包まれた家庭をつくっていかねばなりません。

(2) 子どもを愛情深く育てましょう。

子どもを深い愛情の中で育てることにより、子どもは家庭のなかでの存在感を実感します。子どもからの話には、しっかりと耳を傾け、良いことはほめ、悪いことはしっかりと叱るという厳しさも必要です。また、心配や悩みなどがないか、日頃から子どもの様子に目を配ることが大切です。

(3) 子どもの立場を考えた叱り方をしましょう。

しつけは必要ですが、感情的になって、子どもの心や身体を傷つけるような行き過ぎた叱り方は、虐待につながるおそれがあります。叱る時には、子どもの立場になって考えることが大切です。

(4) 規則正しい生活リズムを身につけさせましょう。

不規則になりがちな大人の生活が、子どもの成長に影響を及ぼします。大人がしっかりと意識して、睡眠や食事など規則正しい生活のリズムを子どもに身につけさせていくことは、子どもの健やかな成長のために大切です。

(5) ルールを守る大切さを教えましょう。

日常生活を通して、生活や社会のルールを子どもに身につけさせることが重要です。様々な人と交流する機会を通じて社会のマナーが身についていくことから、地域の行事や活動などに子どもと一緒に参加することも大切です。

(6) 人権を大切に作る心を育てましょう。

いのちの大切さや思いやりなど、人権を尊重する意識、態度を、家族などの身近な人とのかかわりのなかで身につけていきます。家族一人ひとりが人権意識を高めていかなければなりません。

(7) 様々な危険を理解させ、自ら身を守ることを教えましょう。

子どもが巻き込まれる犯罪、災害、交通事故などの様々な危険や有害な環境について、子どもに正しく理解させ、自ら身を守ることを教えるとともに、保護者自身がしっかりと見守ることが大切です。

(8) 子育ての交流の輪を広げましょう。

子育て学習会への参加や、育児経験者との交流を通じて子育てに自信を深め、子育てサークルの活動などでの仲間づくりや仲間同士での助け合いが大切です。

## 1－(2) 県民の行動指針 ～地域社会では～

子どもは生まれ育った地域社会、地域の人々から、様々な影響を受け成長します。地域の大人が、地域や社会のルールをしっかりと子どもに教え、大人自身がルールを守る態度を示していくことが大切です。地域の人々が互いに思いやり、人権を大切にしながら地域の絆を深め、子どもをしっかりと見守っていく必要があります。

(1) 子育てや子どもの育ちにもっと関心を持ちましょう。

子どもは社会の宝です。もっと子どもに関心を持ち、温かい気持ちで子育て家庭を見守りながら、みんなで子育てや子どもの育ちを支援していくことが大切です。

(2) 大人が子どもに手本を示しましょう。

子どもは大人の行動を見ています。大人自らが日頃の行いや態度で社会のマナーなど正しい手本を子どもに示さなければなりません。

- (3) 地域の絆を深めましょう。

子どもからお年寄りまで、地域の住民がふれあい、互いに助け合えるコミュニティにしていくことが大切です。

- (4) 子どもの安全を見守り、安心して過ごせる地域づくりに協力しましょう。子どもが地域で安全に、安心して暮らせるよう、子どもをしっかりと見守る地域づくりが大切です。

- (5) 虐待の疑いがあると思ったらすぐ連絡しましょう。

虐待は、子どもの心や身体を傷つけるだけでなく、生命をも奪ってしまうおそれがあることから、虐待の疑いがあると思ったら、速やかに市町の窓口や県の子ども家庭相談センターなどに連絡しましょう。

- (6) 子どもの体験活動の場づくりにみんなで取り組みましょう。

子どもの成長には様々な体験が必要です。子どもが自主的に参加できるよう、地域で様々な体験活動の場づくりに取り組むことが大切です。

- (7) 子育てをしながら安心して働ける職場環境をつくりましょう。

育児休業などの制度が取得しやすく、子育て期間中の勤務時間の短縮の措置が図られるなど、仕事と子育てなどの家庭生活のバランスがとれた職場にしていけることが大切です。

#### 1－(3) 育ち学ぶ施設の行動指針 ～育ちや学びの場では～

子どもは、育ち学ぶ施設で基礎的、基本的な知識、技能などを身につけます。育ち学ぶ施設では、子どもが自ら学び、自ら考え、行動することができるなど「生きる力」をはぐくみ、保護者や地域と一体となって、子どもが安心して育ち、学べる環境づくりに努めることが求められています。

- (1) 子どもの確かな学力をはぐくみましょう。

基礎、基本の徹底を図り、個性を伸ばし、将来、社会で自立できる子どもを育てていかなければなりません。

- (2) 子どもの豊かな心を育てましょう。

体験的な学習などを通じて、社会生活上のルールや基本的なモラル、正義感、他人への思いやりや感動など、豊かな心をもった子どもを育てることが大切です。

- (3) 子どもの健康な身体を育てましょう。

子どもが、たくましく生きるために食育をはじめ、健康な身体や体力を育成していかなければなりません。

- (4) 子どもの人権意識を育てましょう。

人権を正しく理解し、日常の中で人権を尊重した行動ができる子どもを育てることが大切です。

- (5) 子どもの危険回避能力を育てましょう。

子どもが、社会の様々な危険から自らを守っていくことができる能力を育てていかなければなりません。

- (6) 子ども一人ひとりのささいな変化を見逃さない姿勢を大切にしましょう。

子どものわずかな変化を察知できるよう、日頃の様子や態度に気を配り、子どもの不安や悩みの解決をはじめ、虐待やいじめなど様々な問題に早期に対応できるよう努めていかなければなりません。

- (7) 地域に信頼される育ち学ぶ施設となるよう取組を進めましょう。

保護者や地域住民、他の施設などと連携し、様々な体験活動の実施や、子どもが安全で安心できる環境づくりに取り組み、信頼される育ち学ぶ施設となるように努めていかなければなりません。

## 2 県施策の取組方針

「育ち・育てる環境づくり」に関する施策を総合的に進めていくため、県は次のことに取り組んでいきます。

- (1) 子どもの人権を尊重する社会環境を整えていきます。

子どもへの虐待の防止やいじめの防止など、子どもの人権を尊重する社会環境づくりを進めていきます。

- (2) 男女が共に子育てにかかわる社会づくりを進めます。

男女が共に子育てにかかわり、子育ての喜びや悩み、責任をわかちあえるように、男女共同参画社会づくりの取組を進めていきます。

- (3) 子どもにとっても暮らしやすいまちづくりを進めます。

子どもや子育て中の保護者等、だれもが暮らしやすいまちづくりが推進されるよう、ユニバーサルデザインの取組を進めていきます。

- (4) 子どもが安心して生活できる安全な地域づくりを進めます。

子どもが安心して遊び、学び、生活していけるよう、また保護者も安心して子育てができるよう、犯罪や事故がなく、安心して健康的な生活ができる地域社会をめざした取組を進めます。

- (5) 地域における子育て支援の取組を進めます。

子育て家庭が孤立することなく、地域で様々な関わりを持ちながら子育てができるよう、地域の力を引きだし、地域における子育て支援機能を高めていきます。

- (6) 子どもの体験や社会参加の場をふやしていきます。

地域の様々な社会資源（人材、団体、施設、自然環境等）を活かして、体験活動、社会活動、居場所づくり、遊び場づくりなど、子どもが地域の様々な人や豊かな自然、多様な文化と関わり合う機会をふやしていきます。

- (7) 子どもの「生きる力」をはぐくむ取組を進めます。

豊かな人間性、確かな学力、健康と体力をはぐくみ、自立した社会の担い手として育つよう、発達段階に応じて教育環境を整え、子どもが本来持っている力を引きだしていきます。

- (8) 仕事と子育てが両立できる雇用環境づくりを支援していきます。

子育てをしながら働き続けることができるなど、子育ての状況に応じて多様な働き方を実現できる雇用環境づくりを支援していきます。

(9) 困難な状況にいる子どもや家庭を支援していきます。

すべての子どもが健やかに成長することができるよう、家庭や学校、地域などにおいて困難な状況にいる子どもや家庭への支援の取組を進めます。

(10) 県民の意見を施策に反映させ、各主体と協働して取り組みます。

育ち・育てる環境づくりに向けて、県民の意見を施策に反映させ、地域の人々、NPO、企業、行政など多様な主体と協働して取組を進めていきます。